

健高健 第 1190 号
平成 27 年 3 月 26 日

日本共産党横浜市会議員団
団長 大貫 憲夫 様

横浜市長 林 文子



「第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」
に関する改善の申し入れについて（回答）

さきにご要望(2014 年 11 月 14 日)のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1. 成立した総合法を具体化した「ガイドライン」の撤回を国に対して求めること。

【回答】

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨は、要支援者の多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させることで、効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

ガイドラインは、市町村が事業を適切かつ有効に実施するための基本的な事項が示されているもので、必要なものと考えています。

2. あらゆる手立てを講じて、介護保険料の大幅値上げはやめること。

【回答】

第 6 期介護保険料については、第 1 号被保険者の伸びを上回るサービス利用者数の伸びなどによる給付費の伸びや、第 1 号被保険者の費用負担割合が 21% から 22% に上がることによる保険料負担増により、介護保険料は引き上げざるを得ない状況です。

一方で、素案時点では変動要素であった介護報酬が、マイナス 2.27% の改定となったことを受けて、給付費見込み額が素案時点から減少したことから、素案時点の基準月額 6,200 円については、5,990 円として平成 27 年度予算案を提出しています。

3. 利用者の負担を軽減する現行の介護利用料の減免制度を拡充すること。

【回答】

介護サービスの利用料については、利用者の世帯の収入等に応じて、高額介護サービス費による利用料の一部払い戻しや、補足給付による施設サービス利用時の部屋代や食費の軽減などの軽減措置が設けられています。

これに加えて、本市では、独自制度として、所得が低く資産も少ない方を対象に、「介護サービス自己負担助成制度」を設けており、在宅サービスの利用者負担、認知症高齢者グループホームの利用者負担、家賃、食費、光熱水費及び特別養護老人ホーム等の個室ユニット型施設の居住費負担分の一部助成を実施しています。

引き続き、低所得者向けの制度の拡充について国に要望していきます。

4. 今回特別養護老人ホームの入所対象から外される「要介護1・2」の方々について、軽費老人ホームを増設する等、受け皿施設を整備すること。

【回答】

第6期計画では、介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）について、第5期計画の400床／年から600床／年とし、整備床数を1.5倍に増やしています。

5. 年300床の特別養護老人ホーム増設のペースを上げること。

【回答】

特別養護老人ホームの整備については、要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準を維持するため、引き続き年間300床の整備を進めています。

また、第6期計画では、在宅サービスの充実とあわせ、サービス付き高齢者向け住宅や介護付き有料老人ホームなど、高齢者が安定した生活の場を確保していくよう、多様な施設・住まいの整備を進めていく予定です。

6. 現在「要介護1・2」で特養の待機者となっている方については、「特例入所」の対象とすること。そして、本市の特別養護老人ホームの入退所指針には、要介護1・2については、国の特例入所基準に加えて現行の規定を踏襲すること。

【回答】

現在、要介護1・2で特養の待機者となっている方を、一律に「特例入所」の対象として扱うことは困難です。

また、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を改正し、国の特例入所に係る基準等を追加していますが、別表に規定している要介護度別の点数は、要介護1・2の場合を含め、これまでの配点と変更はありません。

7. 本来の「特例入所」の要件である虐待・孤立など処遇困難を救済する措置福祉施設である養護老人ホームの増設も行うこと。

【回答】

養護老人ホームについては、老朽化等の課題に対応するため、公立養護老人ホームの代替施設について、民設民営による再整備を進めています。

8. 要支援者への現行で提供されている介護サービスについて、総合事業となっても専門職による現行サービス基準を維持すること。

【回答】

専門的な「現行相当」のサービスについては、予防給付の基準等を勘案して定める予定です。平成29年度の事業の本格実施に向けて、多様なサービスの充実を目指していきます。

9. 介護サービス利用について介護認定を受けることを基本にすること。その上で、「基本チェックリスト」を活用する場合でも、専門家によるものとすること。

【回答】

市民の方から介護サービス利用についてご相談を受けるときは、相談の目的・希望するサービスをお聞きした上で、予防給付や介護給付によるサービスを希望されている場合に、要介護認定審査の手続きを行います。

チェックリストの具体的な活用方法については検討中ですが、介護予防マネジメントを行う際には、専門職等による適切なアセスメントを実施する必要があるものと考えています。

10. 現状でも問題となっている認定会議でさばききれなくなっている事態について改善を図ること。

【回答】

高齢化の進展に伴って、認定申請件数の増加傾向は、今後も続くことが見込まれます。このため、要介護認定業務に関する事務改善や、国への要望案について、区局で連携しながら検討を進めています。

引き続き、介護保険業務の適正な運営に努めていきます。

11. 上記を達成するために、国庫負担の抜本的な増額を国に求めるこ。

【回答】

引き続き、国の動向を見守るとともに、必要に応じて国への要望を行っていきます。

この旨ご了承いただき、貴団の皆様によろしくお伝えください。